

産業廃棄物処理のルールについて (1) 【ドラム缶・ペール缶に分別】

種類ごと①～⑥に分別	排出の方法
 又は  に分別してください 貸し出しドラム缶 ふた付きペール缶	⑨ 必ず、ふたをして排出してください ⑩ 貸し出しドラム缶やペール缶の中に雨水が入らないよう注意してください ● 雨水が入っている場合は、事前に貴店にて排水対応してください (ドラム缶やペール缶に穴をあけることはおやめください)
① 廃オイルエレメント	■ オイルエレメントのみ * 油が付着した状態で排出可能！
② 廃プラスチック類	■ プラスチック製の空容器 ■ エアーエレメント ■ 廃ウエス ■ ゴム類 ■ プラスチック部品 (ホイールキャップなど) ほか 
③ 金属くず	■ 空のオイル缶 ■ ワイパー ■ 金属製品 ほか ■ 穴のあいてるスプレー缶は、混合できます  危険  穴のあいていないスプレー缶は、上記の金属くずと分別し必ず個別に排出してください : 1,000円/本(税別)
④ 蛍光灯	■ 直管形・環形・角形・コンパクト形 ■ 電球形 ■ 無電極・冷陰極・外部電極 ■ 低圧放電ランプ
⑤ 水銀を含むランプ	■ 水銀ランプ・メタルハライドランプほか ★ナトリウムランプ:回収不可 ■ 自動車前照灯用
⑥ 水銀を含まないランプ	■ 白熱灯・LEDランプ ほか
水銀使用ランプが破損し他の廃棄物に付着した場合、回収をお断りすることがあります。 ※破損した場合は、事前に石油組合へ報告してください	

注意

上記①～⑥ごとに分別し、貸し出し用ドラム缶やペール缶に入る大きさの廃棄物は、必ず、ドラム缶やペール缶に入れてください。

ただし、①～⑥の廃棄物と一緒に、貸し出し用ドラム缶やペール缶に入れることができない廃棄物があります。産業廃棄物処理のルールについて(2)【個別に分別】を参照のうえ、分別・保管排出を

産業廃棄物処理のルールについて (2-①) 【個別に分別】

個別の分別方法

注意

次の廃棄物は、①～⑥の廃棄物と一緒にいった状態では、回収できません！

■ 個別に、それぞれ分けて、ふた付きのペール缶などに入れて保管、組合指定業者へ排出してください

● 下記の廃棄物が混在している場合は、現地にて回収をお断りする場合がございます

● 引火性廃油は、適正な容器にて保管・排出してください(ペール缶では回収できません)

■ ビニール袋での回収はできません

● 爆発や破裂、作業員が負傷する危険がありますので
特にご注意ください



引火性廃油
ガソリン・軽油・灯油

② ガソリンは、回収数量が多い
場合は要相談となります

③ 携行缶に保管してください



穴のあいていない
スプレー缶
③ 1本単位で処理
費用がかかります



発炎筒



刃物類・危険物
(割れたガラスほか)



廃塗料



廃グリス



LLC

電池：種類ごとに分別

乾電池 (アルカリ・マンガン)

ボタン電池

リチウム電池

ガスライター

電池(種類ごと)、ガスライターは排出最少量(キロ単位)が設定されています

単体回収できる廃棄物

(ドラム缶などに入れないで回収可能)



空ドラム缶・空ペール缶



空ポリ容器・カラーコーン

写真の提示および見積もりが 必要となる廃棄物

■ 価格表示看板など



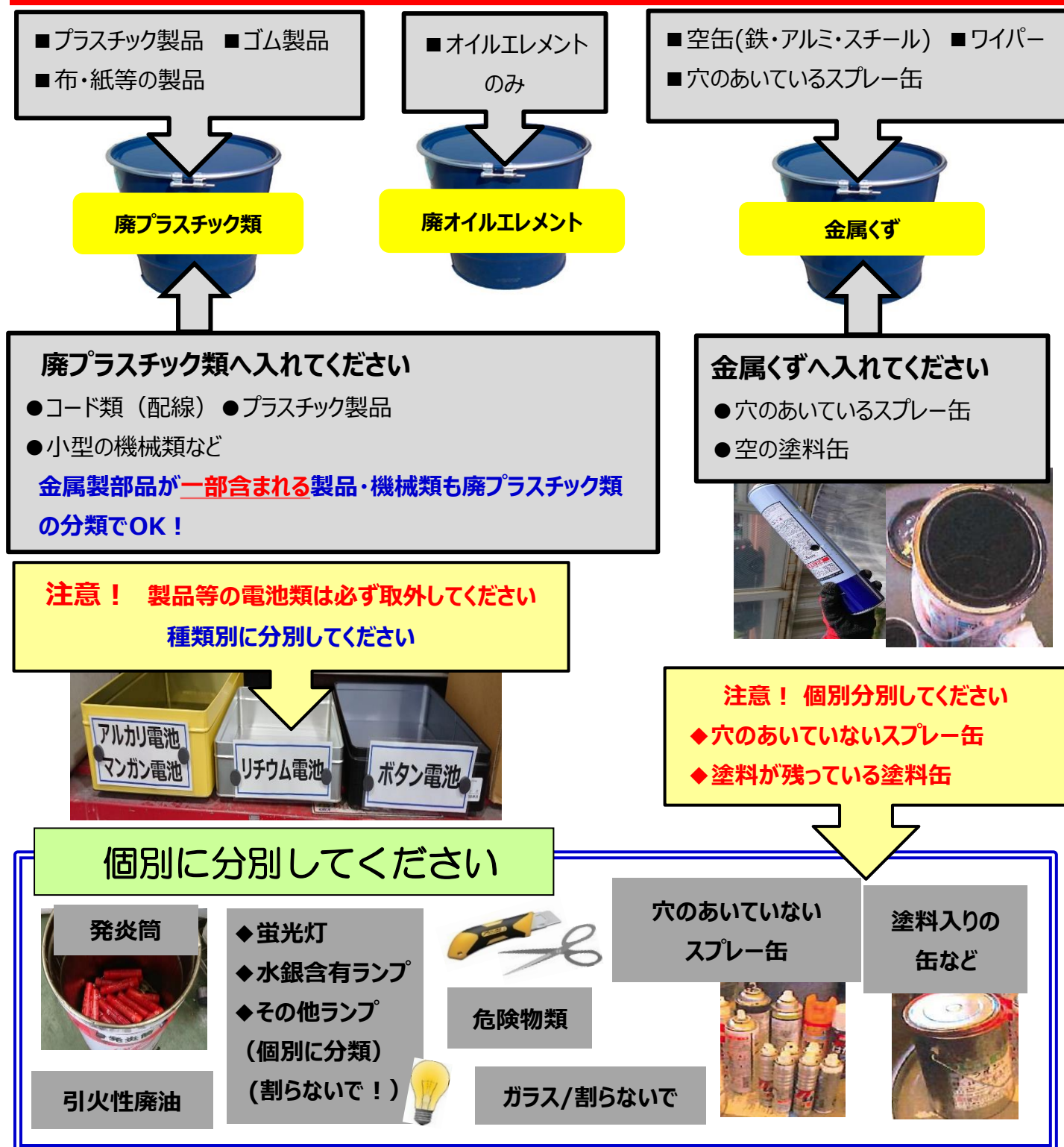
■ 自動車部品

バンパー・マフラー・ドア・シートなど



● ドラム缶などに入らない廃棄物は、原則、依頼の都度、
写真提示が必要です。その後、見積もりとなります。

産業廃棄物処理のルールについて (2-②) 【個別に分別】



【混在廃棄物の対応について ～2020年10月1日より～】

- * 分別が必要な廃棄物が混在していた場合、分別費および処分料が別途かかります。
 - * 廃棄物(汚泥・廃油以外)の回収は、混在廃棄物の回数により、次のとおりの対応となります。
 - ◆ 一回目：厳重注意 ◆ 二回目：取引きの一時停止 ◆ 三回目：取引きの中止
- 詳細は、石油組合まで問い合わせください。

産業廃棄物処理のルールについて (2-③) 【個別に分別】

■ガソリン ■軽油

必ず、携行缶で保管！



■灯油



◆引火性廃油は油種ごとに分別

例)ガソリン・軽油の混合

⇒ガソリンの処理単価

◆必ず、油庫で保管

◆ガソリン：数量が多い場合、要相談

～モデルSS例～

給油所の敷地内で、種類別に分別し保管・管理している



蓋をして保管

分別ルールの掲示



ドラム缶に種類別のラベルを貼付



ドラム缶に直接、廃棄せず
ペール缶などに仮保管する

～悪い例～

敷地外に保管



蓋をしないで保管

雨水が溜ります
回収できません



不法投棄の原因になります！ 廃棄物の管理もSSの責任です

産業廃棄物処理のルールについて (3)

下記は、組合指定業者では、回収できませんのでご注意ください



《家電リサイクル対象 4 品目》

■ エアコン ■ 冷蔵庫・冷凍庫 ■ テレビ ■ 洗濯機・衣類乾燥機



《処分方法》

- 家電小売店などに依頼
- 自治体(市区町村)指定の業者に依頼
- 家電リサイクル券センターに申し込み

【問い合わせ先】家電リサイクル券センター
フリーダイヤル 0120-319-640

● 家電リサイクル料金はメーカーにより異なります

● 運搬料などが別途必要な場合あり

パソコン



《処分方法》

- 各メーカーに依頼

【受付窓口】

一般社団法人パソコン 3 R推進協会

事業系パソコンリサイクルセンター

☎03-3292-7518

★ 詳細はHPにて確認してください

事務什器・家具ほか

メーカー
購入店など
にご相談ください

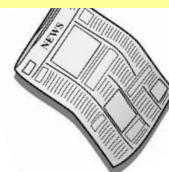
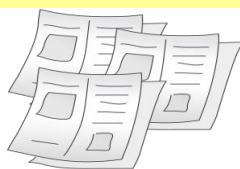


注意

次の廃棄物は、一般廃棄物です（産業廃棄物ではありません）
一般事業系ごみの許可業者へ委託してください

② 組合指定業者では回収できません！

食品の食べ残し(残飯)・吸い殻・紙くず、ダンボール箱、新聞紙ほか



お困りでしたら、連絡ください ～石油組合にて回収、処理できます～

廃油

【委託業者】 三友プラントサービス(株)

エンジンオイル・ＡＴＦなどを買い取りします

⑨引火性廃油・ＬＬＣなどは、混合しないでください

⑩経済状況により変更する場合があります

廃タイヤ



【委託業者】 神鋼産業(株)

「一般廃棄物」「産業廃棄物」すべての廃タイヤの回収が可能です

- 乗用車用タイヤ ■2t・4t車用タイヤ ■大型車用タイヤ
- 二輪車用タイヤ ■その他タイヤ

◆委託契約書の締結が必要です（申込：石油組合まで）

◆神奈川県内を効率的に巡回し、迅速対応しています

【一般廃棄物扱いの廃タイヤ】（消費者からの廃タイヤ）

*適正な『廃タイヤ処理費』を徴収してください

⑨徴収費用のうち、自店での適正費用以外を全額、処理業者等へ支払うとされている

【産業廃棄物扱いの廃タイヤ】（事業活動に伴う事業者からの廃タイヤ）

*給油所では、『処理費用』の名目で事業者より費用を徴収できません

使用済み バッテリー



【委託業者】 関東メタル(株)

国産車・外国車、すべての使用済みバッテリーの回収が可能です

◆買い取りしています

⑩経済状況により変更する場合があります

【使用済みバッテリー処理料金について】

*給油所では、消費者および事業者より『処理費用』の名目で徴収できません

消火器



小型消火器・大型消火器、車載用消火器など

取り扱い（回収※）が可能です

◆リサイクルシールの貼付がない消火器は、廃棄処分料がかかります

※回収は、新品の消火器を購入の場合のみ対応可能です

産業廃棄物処理などでお困りの場合は、お気軽に石油組合まで問い合せください

〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3

神奈川県石油業協同組合 事業課 ☎045-641-1351



ユッシーくん